

【資料1】

介護分野における特定技能・育成就労協議会の設置等について

厚生労働省は、介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（令和8年1月23日閣議決定。以下「運用方針」という。）等の規定を実施するため、介護分野における特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

また、令和9年4月1日より育成就労制度の運用が開始することから、次に掲げる協議会の設置要綱及び入会規程等について、協議会での決定を図る。

1 介護分野における特定技能・育成就労協議会設置要綱（案）（資料2）

- 名 称：介護分野における特定技能・育成就労協議会
 - 設 置：令和8年8月28日
 - 設置理由：
 - ・育成就労実施者について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）第13条第2項第4号において、分野別協議会の加入を要件としていること。
 - ・特定技能所属機関について、介護分野に特有の事情に鑑みて定める基準として、分野別協議会の構成員であることを要件としていること（平成31年厚生労働省告示第66号）
- 育成就労から特定技能への移行を円滑に行うとともに、両制度を通貫したキャリアパスの検討、外国人材受入れに係る関係者間の情報共有を効率化する観点等から、両制度を一体的に扱う協議会を設置する。
- 目 的：構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び育成就労の適正な実施並びに特定技能外国人及び育成就労外国人（以下「特定技能外国人等」という。）の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、各地域における人手不足の状況、特定技能外国人等の受入れ状況及び制度の運用に係る課題等を把握し、介護分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度及び育成就労に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行うこと。
 - 協議事項： 特定技能外国人等の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
特定技能所属機関及び育成就労実施者（以下「特定技能所属機関等」という。）に対する法令遵守の啓発
特定技能所属機関等に対する構成員であることの証明 等
 - 構成員：資料2別表1及び別表2のとおり
 - 事務局：厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室及び外国人介護人材受入・定着支援等事業者

○開催時期：協議会については、必要に応じ、運営委員会については年に１回以上の開催を予定

2 介護分野における特定技能・育成就労協議会入会規程（案）（資料３－１）

- 特定技能所属機関等に係る協議会の入会基準、入会申請手続き等を規定。特に、入会基準として、構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱（資料２）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならないことを規定。

3 （入会規程別紙）施設種別コード表（案）（資料３－２）

- 特定技能外国人等が従事できる施設種別を規定。

4 介護分野の特定技能外国人及び育成就労外国人の適正な受入れを行うために講じる措置等（案）（資料３－３）

- 協議会における情報連携の取扱いを定めるものであり、入管庁から提供された情報を適正な受入れの確保に活用するとともに、不適正な受入れ等の情報を入管庁へ提供する仕組み等を規定している。

5 特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範（案）（資料４）

- 介護分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現するため、特定技能所属機関等が遵守すべき行動規範を決定するもの。

6 介護分野の育成・キャリア形成プログラム（案）（資料５）

- 運用方針において、厚生労働省が関係業界等と協働して策定することとされている介護分野における「育成・キャリア形成プログラム」を決定するもの。
育成就労及び特定技能１号に係る中長期的なキャリアパスを示したもの。

7 その他

介護分野における特定技能協議会及びそれらに関する決定文書については、本協議会の設立をもって廃止する。